

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

令和3年4月30日付けで厚生労働省保険局保険課長通知「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（以下「本通知」）が発出されました。

これまで、夫婦が共同で扶養する子については昭和60年の通知に基づいた扶養認定を行ってききましたが、令和3年8月1日以降は本通知が適用となり、昭和60年の通知は廃止となります。

この通知に伴い、当健保組合の扶養認定の運用を令和3年8月1日申請分以降変更いたします。本通知のポイントは以下の通りです。

◆年間収入の考え方

夫婦共同扶養における「年間収入」は、「過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだ額」とすることが明確化されました。

◆育児休業等の取扱い

被保険者の育児休業等の期間中は、特例的に被扶養者を異動しないこととされました。ただし、新しく誕生した子については、改めて扶養の認定申請手続きを行います。

◆扶養替え

夫婦の年間収入の逆転等により子を扶養から削除する場合は、年間収入が多くなった方の保険者が扶養認定することを確認してから削除することとされました。

◆「不認定通知」の発出

初めに不認定を決定した保険者は「不認定通知」を被保険者に発出し、被保険者はこの通知を届出に添えて次に届出を行う保険者に提出します。

当該通知とともに届出を受けた保険者は、当該通知に基づいて届出を審査し、他保険者の決定に疑義がある場合には、届け出を受理した日より5日以内（書類不備の是正を求める期間および土日祝日を除く）に、「不認定通知」を発出した他保険者と、いずれの者の被扶養者とすべきか年間収入の算出根拠を明らかにしたうえで協議します。

この協議が整わない場合には、初めに届出を受理した保険者に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方の被扶養者とします。

標準報酬月額が同額の場合は、被保険者の届け出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。

なお、標準報酬月額に遡及訂正があった結果、この決定が覆る場合には遡及が判明した時点から将来に向かって決定を改めます。

◆認定結果に異議がある場合

子の被扶養者認定後、その結果に異議がある場合には、被保険者又は関係保険者の申立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生（支）局保険主管課長が関係保険者の意見を聞き、斡旋を行います。